

令和2年5月1日

株式会社 新庄輸送サービス

令和2年度 運輸安全マネジメントの取り組み

「安心・安全」を最優先に当社では、地域社会に貢献し信頼される企業を目指し、社員一丸となって、もてなしの心を持って輸送の安全を積極的に取り組んで参ります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定(P)・実行(D)・チェック(C)・改善(A)のサイクルを確実に実行し、安全対策を継続的に推進する事により、全社員が一丸となった高い安全意識で業務を遂行し、更なる輸送の安全の向上に繋げる。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 安全方針

- (1) 輸送の安全確保が事業の根幹であることを肝に銘じ推進する。
- (2) コンプライアンスを遵守し、健全な状態での輸送を推進する。
- (3) 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修等での社員とのコミュニケーションを推進する。
- (4) 各自の現場における安全に関する声、ヒヤリ・ハット、遭遇した体験談を語る場を設け、合わせて資料集計し共有化し安全輸送に活用する。
- (5) 計画に基づいた安全対策(教育)を実施し、改善ポイントを整理・分析し、継続した改善活動に生かす。

3. 令和2年度のスローガン

基本動作を見直し継続的な安全意識の改善に加え新型コロナウイルス感染症対策の実施によりお客様に「安心・安全」な輸送を提供する。

4. 輸送の安全に関する目標と取り組み状況

【令和2年度災害発生抑止目標】

- | | | | | |
|------------------|---|-----|-------|---|
| (1) 死亡事故・重大事故の撲滅 | : | 0 件 | ⇒ 0 件 | へ |
| (2) 自責事故の低減 | : | 0 件 | ⇒ 0 件 | へ |
| (3) 自損事故の低減 | : | 3 件 | ⇒ 2 件 | へ |

【対策内容：自損事故】

- (1) 「慣れ・気のゆるみ」による状況把握不足による自損(物損)事故の発生を防止。
- (2) 事故要因トップの車両のバック時の後部物損事故が低減する。
- (3) (1)、(2) 項を重点施策として改善に取り組み目標を達成する。

5. 事故に関する統計

自動車事故報告規則に規定する事故報告を行う。(前年度：発生無し)

6. 安全管理規定

別 紙 「安全管理規定」 株式会社 新庄輸送サービス 参照。

7. 輸送の安全のために講じる計画・処置

(1) 運転者教育

- ① 新任・退職による運転者年齢が若返り傾向（現：54歳）にあり、加齢による注意の散漫・動作タイミングの低下等が減るなかでの新任運転者教育に力を入れ、安全の向上を推進する。
- ② 法令の定める安全教育事項の年間教育を実施する。（1回/月）
- ③ 死亡・重大事故、自責・自損事故の防止意識の高揚を実践訓練として実施する。
- ④ 実車添乗指導による各人の運転スキル向上教育を継続し実施する。
- ⑤ ドライブレコーダーの録画を使用した実技指導の機会を増やす。

(2) 外部研修会への積極的な参加を推進する。

- ① 現場にヒヤリ・ハット「メモ」を置き現場における安全に関する声、ヒヤリ・ハット、遭遇した体験を吸い上げ共有化し事故の低減を図る。
- ② 外部研修・外部講習（バス協会・NASVA等）の参加・開催を実施する。

- ③ 全社員対象に社員とのコミュニケーション推進を目的に研修会を実施する。
- ④ 全社員へのコンプライアンス（法令遵守）浸透教育の場を継続し設け推進する。
- ⑤ 法定資格者の増員対応を実施する。（運行管理者・整備管理者、各補助者、他）

(3) 会議の開催

- ① 幹部社員の2回／年の定例会議を実施する。（事業報告・輸送の安全報告等）
- ② 輸送の安全に関する取り組み報告の中間報告会を実施する。
- ③ 年度末事業展開・安全状況総括会議を実施する。

8. 安全に関する組織体制

「安全管理体制（組織図）」 参照。

9. 事故・災害に関する報告・連絡体制図

「異常事態の連絡体制」 参照。

- (1) 事故検討会を一定期間ごとに開催し、事故原因と背景を究明し、原因及び問題点などを抽出し対策を講じて再発防止に努める。
- (2) 安全推進委員会の開催
年間の輸送の安全に関する目標と取り組みに基づき推進委員会を開催し事故防止の継続的推進を行う。
- (3) 緊急時想定訓練の実施。
- (4) 経営者と部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方向で情報の共有化をはかり、輸送の安全向上に努める。

10. 社内の内部監査・他取り組み

- (1) 定期的な輸送の安全に関する内部監査を実施し、指摘事項の是正・処置による安全品質・法令遵守の向上を図る。
- (2) 輸送管理状況の監査を実施し継続した是正・処置による安全品質の向上を図る。
⇒ 1回／年

(3) 全国交通安全運動に準じた「輸送の安全強化運動」を実施する。

(4) 経営トップへ定期的な各部門の安全への取組状況を報告し、継続した改善推進を実施し成果の向上を図る。

11. 安全統括管理者に関わる情報

選任状況 変更無し。

以 上